

# 第 4 回 東京の雇用就業を考える有識者会議 参考資料

令和 7 年 2 月 1 0 日

厚生労働省 東京労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 直近の法改正 ①法定雇用率の引上げ
- 2 直近の法改正 ②除外率の引下げ
- 3 障害者実雇用率のカウント
- 4 障害者雇用状況報告（令和6年6月1日現在）
- 5 東京の障害者雇用状況・実雇用率の推移
- 6 法定雇用率算定特例 ①特例子会社等
- 7 法定雇用率算定特例 ②事業協同組合等
- 8 東京のハローワークにおける障害者職業紹介状況

# 1 直近の法改正 ① 法定雇用率の引上げ

◆令和5年3月1日障害者雇用促進法施行令の一部改正により、障害者法定雇用率は以下のとおり段階的に引き上げることとされ、令和6年4月1日から施行。

事業主は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。  
(障害者雇用促進法第43条第1項関係)

区 分	【改正前】	令和6年4月～令和8年6月	令和8年7月～
一般の民間企業	2.3%	<b>2.5%</b> 【常用労働者数 <b>40.0</b> 人以上】	<b>2.7%</b> 【 <b>37.5</b> 人以上】
独立行政法人・特殊法人等	2.6%	<b>2.8%</b> 【常用労働者数 <b>36.0</b> 人以上】	<b>3.0%</b> 【 <b>33.5</b> 人以上】
国、地方公共団体	2.6%	<b>2.8%</b> 【常用労働者数 <b>36.0</b> 人以上】	<b>3.0%</b> 【 <b>33.5</b> 人以上】
都道府県等の教育委員会	2.5%	<b>2.7%</b> 【常用労働者数 <b>37.5</b> 人以上】	<b>2.9%</b> 【 <b>34.5</b> 人以上】

## 2 直近の法改正 ② 除外率の引下げ

1 障害者雇用促進法では、障害者の職業の安定のため、法定雇用率を設定している。

2 一方、機械的に一律の雇用率を適用することになじまない性質の職務もあることから、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度（障害者の雇用義務を軽減）を設けていた。

除外率は、それぞれの業種における障害者の就業が一般的に困難であると認められる職務の割合に応じて決められていた。

3 この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。

経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、**廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小**することとされている（法律附則）。

4 平成16年4月、一律に10ポイントの引下げを実施。平成22年7月に一律に10ポイントの引下げを実施後、据え置かれていたが、**令和7年4月以降、一律10ポイント引き下げとなる。**

除外率設定業種	除外率	
	令和7年 3月まで	令和7年 4月以降
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬精製業を除く。）、倉庫業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空運輸業、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5%	0%
窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。）、その他の鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、水運業	10%	0%
非鉄金属第一次製錬・精製業、貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	15%	5%
建設業、鉄鋼業、道路貨物運送業、郵便業（信書便事業を含む。）	20%	10%
港湾運送業、警備業	25%	15%
鉄道業、医療業、高等教育機関	30%	20%
林業（狩猟業を除く。）	35%	25%
金属鉱業、児童福祉事業	40%	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	45%	35%
石炭・亜炭鉱業	50%	40%
道路旅客運送業、小学校	55%	45%
幼稚園	60%	50%
船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

### 3 障害者実雇用率のカウント

時間区分 障害種別	1週間の所定労働時間			摘要
	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満 ※令和6年4月～	
身体障害者	1カウント	0.5カウント		身体障害者手帳 3級～6級、7級の障害が2以上重複
重度	2カウント	1カウント	0.5カウント	身体障害者手帳 1級～2級、3級の障害が2以上重複
知的障害者	1カウント	0.5カウント		愛の手帳（東京）の3度～4度
重度	2カウント	1カウント	0.5カウント	愛の手帳（東京）1度～2度、3度～4度で重度判定を受けた者
精神障害者	1カウント	0.5カウント	0.5カウント	精神障害者保健福祉手帳所持者のみ算定

●週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定（算定特例の延長）

●特例的取扱として、雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の働き方について、上記部分について、就労機会の拡大のため、実雇用率に算定

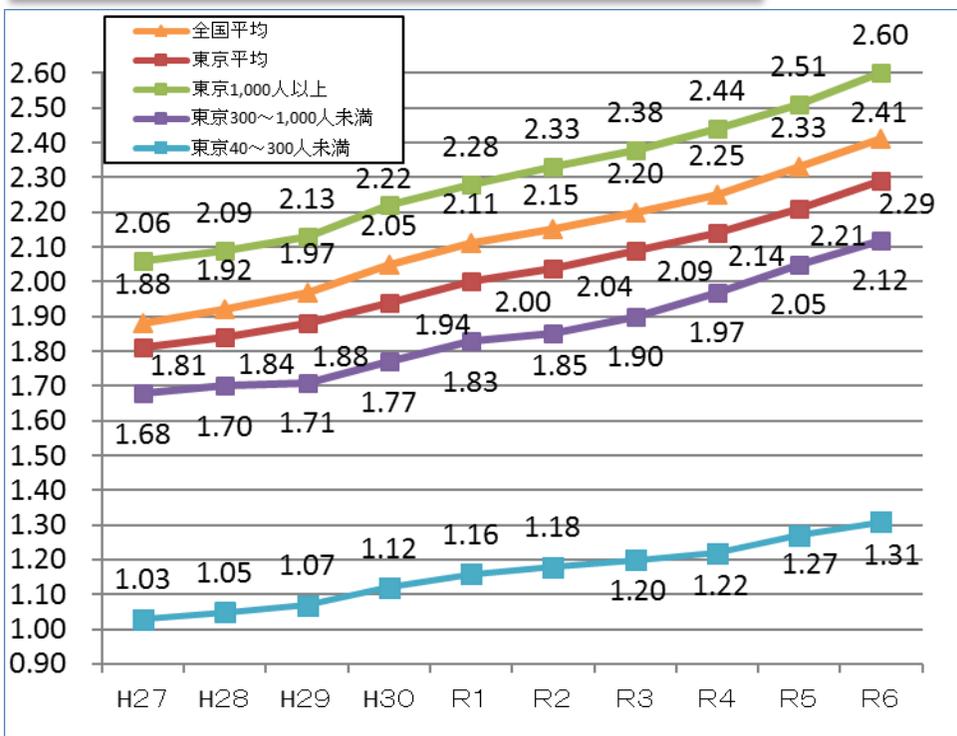
# 4 障害者雇用状況報告（令和6年6月1日現在）

## 民間企業（法定雇用率2.5%）

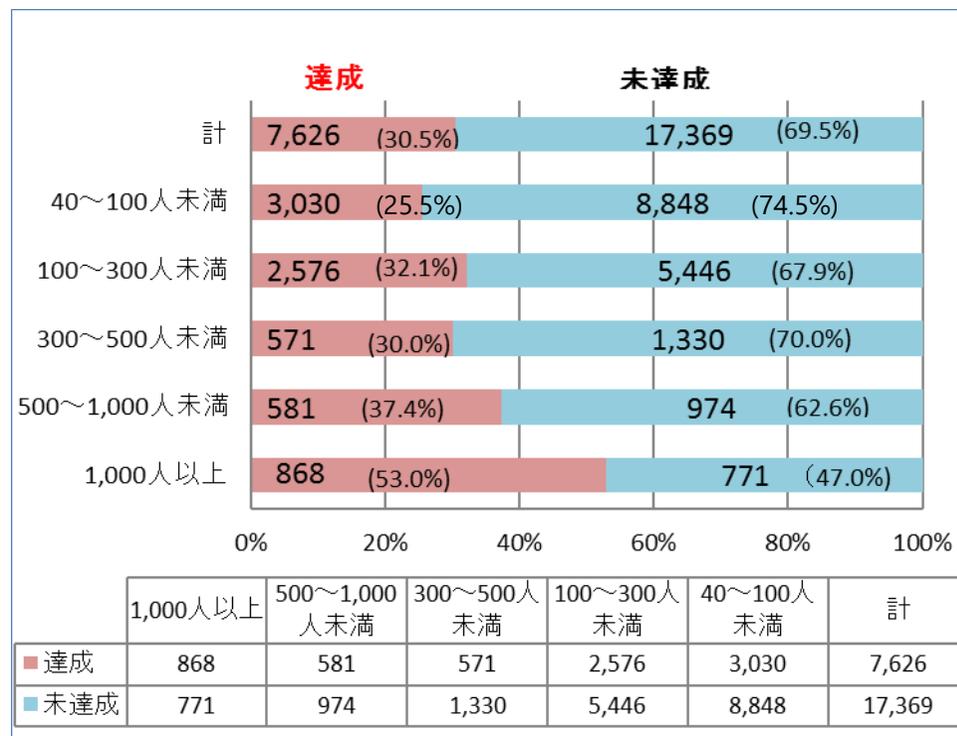
令和6年12月20日公表

	企業数	算定基礎労働者（人）	障害者数（人）	実雇用率	前年比	達成企業割合	前年比
全国	117,239	28,162,399.0	677,461.5	2.41%	0.08P	46.0%	-4.1P
東京都	<b>24,995</b>	<b>11,021,388.5</b>	<b>251,901.0</b>	<b>2.29%</b>	<b>0.08P</b>	<b>30.5%</b>	<b>-3.9P</b>

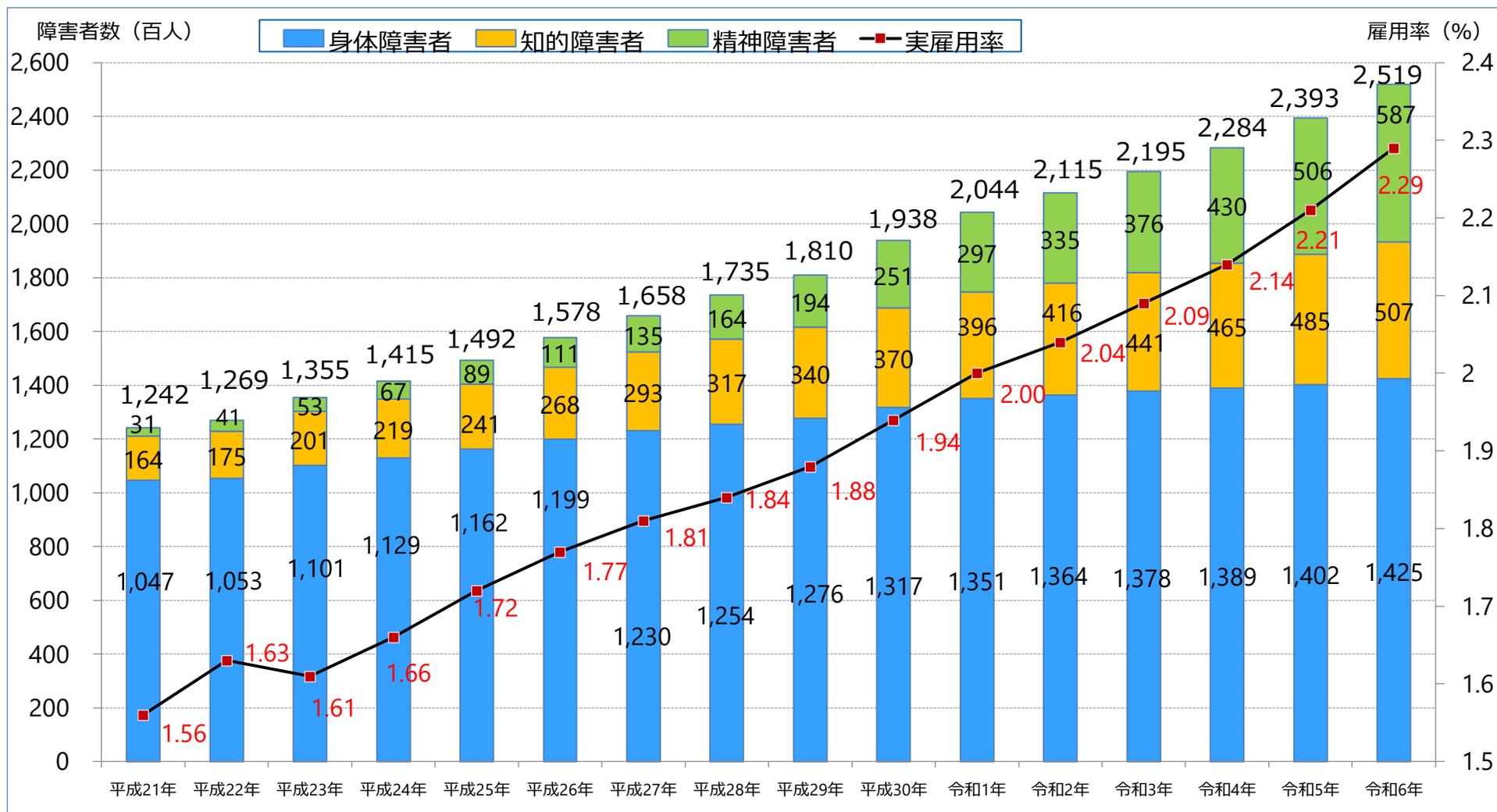
## 規模別雇用率の推移（東京）



## 法定雇用率達成／未達成状況



## 5 東京の障害者雇用状況・実雇用率の推移

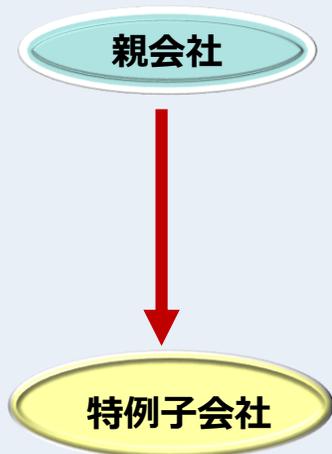


制度改正の影響により、平成23年の実雇用率は低下しているが、雇用者数は着実に増加している。いずれの障害種別も増加傾向であるが、特に精神障害者が増加している。

## 6 法定雇用率算定特例 ① 特例子会社等

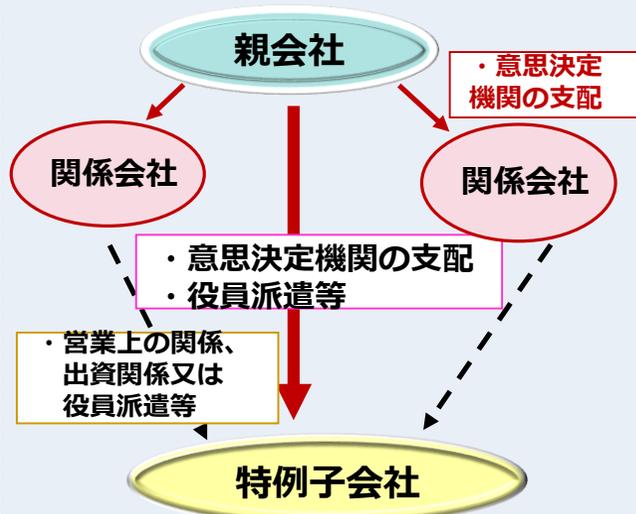
1. 障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例として、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。
2. 特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としている。
3. 特例子会社がなくても、親事業主の責任の下で、企業グループ全体で実雇用率を算定できる。

### 1. 子会社に係る特例



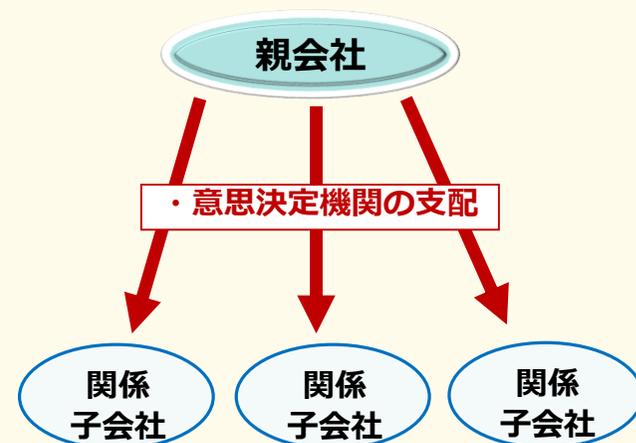
→特例子会社を親会社に合算して実雇用率を算定

### 2. 関係会社に係る特例



→関係会社を含め、グループ全体を親会社に合算して実雇用率を算定

### 3. 関係子会社に係る特例



→関係子会社を含め、グループ全体を親会社に合算して実雇用率を算定

全ての子会社が対象

## 7 法定雇用率算定特例 ②事業協同組合等

4. 中小企業が事業協同組合等（★）を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たす場合には、その事業協同組合等とその組合員である中小企業（特定事業主）における実雇用率を通算することができる。

### イメージ図（例）

#### 特定事業主A

労働者数 50人  
雇用義務数 1人  
障害者雇用数 0人

#### 特定事業主B

労働者数 100人  
雇用義務数 2人  
障害者雇用数 3人

#### 特定事業主C

労働者数 150人  
雇用義務数 3人  
障害者雇用数 1人

- 雇用促進事業に参加（障害者雇用の促進・安定に関する事業）
- 人的関係または営業上の関係が緊密

役員派遣等/ 発注/ 物品・役務の納入/ 業務の分担

#### 【事業協同組合等】

労働者数：10人、障害者雇用数：3人

※組合で雇用する障害者が1人以上、かつ労働者に占める割合が20%以上であること

※組合全体で法定雇用率達成〈労働者数310人、法定雇用数7人〉

#### ★事業共同組合等

- ・ 事業協同組合
- ・ 水産加工業協同組合
- ・ 商工組合
- ・ 商店街振興組合
- ・ **有限責任事業組合（LLP）**

#### 対象とならない場合

組合員として事業協同組合等の共同事業に参加している企業であっても、以下に該当する場合は特例対象とならない

- ① **障害者の雇用義務が0人の企業**  
（=雇用する常用労働者の数が40人未満の企業）
- ② **雇用促進事業には参加しない企業**

## 8 東京のハローワークにおける障害者職業紹介状況（障害種類別）

	新規求職申込者数										新規求人 受案件数	
	障害者計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他			
元年度	21,968	(3.2)	5,900	(▲1.7)	3,307	(1.5)	11,300	(1.5)	1,461	(65.6)	27,730	(▲5.0)
2年度	18,261	(▲16.9)	5,065	(▲14.2)	2,757	(▲16.6)	8,259	(▲26.9)	2,180	(49.2)	16,519	(▲40.4)
3年度	19,380	(6.1)	4,917	(▲2.9)	2,608	(▲5.4)	9,866	(19.5)	1,991	(▲8.7)	18,746	(13.5)
4年度	20,159	(4.0)	4,891	(▲0.5)	2,775	(6.4)	11,540	(17.0)	953	(▲52.1)	20,446	(9.1)
5年度	21,921	(8.7)	5,069	(3.6)	2,918	(5.1)	13,122	(13.7)	812	(▲14.8)	23,226	(13.6)
6年度	15,106	(0.4)	3,252	(▲5.9)	2,187	(▲1.3)	9,044	(2.4)	623	(13.5)	17,655	(32.2)

	就職件数										新規求人数	
	障害者計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他			
元年度	7,467	(2.5)	1,819	(▲0.7)	1,600	(▲6.2)	3,763	(6.3)	285	(39.0)	43,442	(▲5.6)
2年度	5,624	(▲24.7)	1,232	(▲32.3)	1,447	(▲9.6)	2,452	(▲34.8)	493	(73.0)	26,039	(▲40.1)
3年度	6,081	(8.1)	1,292	(4.9)	1,448	(0.1)	2,729	(11.3)	612	(24.1)	29,288	(12.5)
4年度	6,581	(8.2)	1,389	(7.5)	1,401	(▲3.2)	3,530	(29.4)	261	(▲57.4)	32,593	(11.3)
5年度	6,904	(4.9)	1,454	(4.7)	1,441	(2.9)	3,890	(10.2)	119	(▲54.4)	39,490	(21.2)
6年度	5,264	(9.4)	1,033	(3.5)	1,153	(3.7)	2,998	(14.3)	80	(5.3)	29,628	(28.1)

※「その他」は、身体障害者・知的障害者・精神障害者以外の障害者であり、具体的には、障害者手帳を所持しない発達障害者、難病患者、高次脳機能障害など

※（ ）内は対前年度比

※令和6年度は11月末現在であり、（ ）内は前年同期比